

## 平成 30 年度 第 3 回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	平成 30 年 10 月 24 日（水）午前 10 時から午後 12 時 15 分まで
開催場所	市役所東庁舎 1 階会議室 101
出席者	三浦永司会長、宮本副会長、小口進一委員、手塚崇子委員、石田精一郎委員 市川温子委員、金子龍治委員、徳本悟委員、中川幸子委員
事務局	市民活動支援課 岡田課長、池内副主幹、清澤主事補
傍聴者	1 名
議 題	(1) 総合的評価における担当課職員ヒアリングについて (2) 平成 29 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について
資 料	〈資料 1〉 議題 1 市民参加推進会議におけるヒアリング対象事業に対する質問内容 〈資料 2〉 評価シートまとめ（No. 8～No. 9 追加） 〈資料 3〉 評価シート付表まとめ（No. 8～No. 9 追加）

### （会議趣旨）

- 総合的評価における担当課ヒアリングを 4 事業実施した。
- 日程調整の結果、第 5 回会議は 1 月 26 日（土）午前 10 時開催となった。  
（第 4 回会議日程は、前回会議時に 11 月 26 日（月）午後 2 時開催で調整済）

### （会議内容）

#### 1 開 会

#### 2 会長あいさつ

本日は議題が二つ。担当課の職員ヒアリングと、総合評価の残りの 4 事業です。終了時間は 12 時まででございます。特にヒアリングもありますので、時間どおり進めたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしくお願いたします

#### 3 議 題

##### （1） 総合的評価における担当課ヒアリングについて

● 【都市計画課（吉川主査）】はじめに、質問項目の 1、審議会について。委員会のメンバー編成の公平性の考え方についてお答えいたします。

委員会のメンバーをサービスを利用する、しないで分類した場合には、利用する側の割合が少なくなっておりますが、利用しないとして分類された方の中には、学識経験者などの中立的な立場の方や、道路管理者や警察など、交通インフラの管理者としての立場の方などもいまして、地域公共交通を考えていくに当たっては必要な構成であり、また、本日提出させていただいた資料でもお示ししておりますとおり、法律で定められた者で構成しているということもありまして、おおむね適正であると考えています。なお、交通事業者であっても、各交通手段に変更があった場合、良くも悪くも少なからず影響を受けることとな

りますので、この点においても公平性は保たれているものと考えております。

次に、発言権、議決権を有する正式な委員として行政関係職員が入っている理由についてお答えいたします。

本協議会は、地域公共交通活性化再生法という法律に位置づけられた協議会となっております。交通網形成計画を策定する際には、この法に定める者をもって構成することとされているためです。

次に、多くの方が公募委員に参加されるためのPRにどのように取り組んだか。具体的に公募委員の募集はどのようなことをしたのかについてお答えします。

応募には、広報、ホームページのほか、各センターに募集のポスター、それから、応募用紙を配置して、約2週間ほど周知をいたしております。

次に、十分な議論のためには、委員が多すぎるのではないのでしょうか。既存の審議会とは別に、今回の目的のための少人数の検討委員会を設けることは難しかったのでしょうかということについてお答えします。

委員数については、法で定められた区分に基づいて、必要と思われる者、及び人数を市で決定したものです。また、協議会の運営要綱では、協議事項の調査検討には分科会を設置することができるかとされていますが、今回の目的である地域公共交通網形成計画は、市の公共交通に関する全体の方針を明らかにして、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを形成するための方向性を示すマスタープランとして位置づけるものとなりますので、多方面からの意見が期待できる本体の協議会で検討を実施してきたものです。ただし、市としても24人という人数は限界に近い人数であるとは考えているところです。

続きまして、質問項目、アンケートのところに入りたいと思います。

一つ目、結果が審議会等で生かされたかについてお答えします。

アンケートの分析結果については、協議会で計画を策定する上での基礎資料とし、調査結果を反映させた形で計画を策定しました。具体的には、計画の方針立ての前提として、市民の外出特性をまとめたことや、調査結果から見た課題を抽出することで反映をしております。

次に、世帯当たり2票発送とありますが、2票に決めた意味は何でしょうか、世帯1票で広く意見募集をしたほうがよかったのでは、についてお答えします。

アンケートの世帯配布数は3,500票ですが、世帯の中でも、家族のライフスタイルが異なっていて、交通手段も違うということもありましたので、より多くの意見を収集したいということで、できるだけライフスタイルの異なる方にお答えいただくよう、お願い文を掲載した上で、世帯当たり2票としたところです。また、1世帯当たり1票とする方法もありましたが、多くの世帯に配布をしても、回収数自体を上げることが難しいと考え、今回は効率性や採算性を重視して、協議会において審議いただき、決定したものとなります。

次に、世帯主を無作為抽出…この段階で男性が多くなっているのではないのでしょうかについてお答えします。

御質問のとおり、一般的に世帯主が男性である場合のほうが多いかと思いますが、本アンケートの回収結果としては、男性50.6%、女性46.7%とおおむね同程度の回収となりました。これは、世帯当たり2通とすることで、男女比率の差異が押さえられたものと捉え

ております。

次に、世帯主に2通を送付。世帯主は無作為抽出ですが、1通分についてはどうでしょうかについてお答えします。

本アンケートでは、世帯主を無作為で抽出しており、もう1通については、その世帯の中から自由に回答していただくことになるため、厳密には市が抽出したものではありませんが、調査対象である市内在住15歳以上という要件のほかには、市として何ら作為的な抽出はされていないものと考えております。

次に、地区別の特性についての調査と市民全体についての調査と、二つの目的で実施されました。市民全体については、アンケートの回収結果を単純に足すのではなく地区別のウエイトを勘案するべきだと思いますについてお答えします。

アンケート結果の考察は、主に地域別に検討して、計画に反映しているところですが、御質問いただいた地区別のウエイトを踏まえた結果の抽出については、次回の課題とさせていただきますと思っています。

次に、アンケート結果は審議会で活用されたのでしょうかについてお答えします。

アンケート全体をまとめた調査結果を示させていただいたのは、御質問にもあるとおり、第3回の会議となりますが、単純集計結果については、速報値として、第2回の会議でも説明をさせていただいております。また、まとまった調査結果についても、整った時点で各委員に個別に送付し、御確認をいただいております。この結果を基礎資料として協議会で御審議いただき、計画策定に活用したところです。

次に、質問項目、ワークショップのところですが、結果公表は参加者よりも参加できなかった人の目に触れる場所にする考えはなかったかについてお答えします。

開催記録の公表については、基本的にはホームページ等での公表としておりまして、策定した計画書の中にもその概要を掲載しているところです。なお、これとは別に、参加いただいた方で住所が把握できた方には、個別で別途郵送で結果を送付しております。

次に、6、配布資料についての項目です。審議会、パブリックコメント、ワークショップで配布した資料は、どんな内容が記載された資料なのかについてお答えします。

審議会については、各議題に応じ、決定いただく内容を記載した資料のほか、必要に応じてデータの分析結果を図面に落とした資料などを添付しております。パブリックコメントについては、計画書の形になったそのものを案として資料としております。最後に、ワークショップについては、グループワークの参考となるように、地域公共交通の現状から白井市の現状、実施したアンケートの主な結果、また、検討中の将来交通ネットワークイメージ図などを資料として、これに対する説明の時間を設けて実施したところです。

次に、質問項目、市民の声の反映について。把握された市民の声は、計画素案に十分に反映されたのでしょうか。パブコメ意見を見ると不安になります。計画に反映できなかった事柄について、市民の丁寧な説明をお願いしたかったと思いますについてお答えします。

パブリックコメントで寄せられた2件の意見への対応は、それぞれ「既記載」と「参考」としてしております。このうち「参考」としたものについては、低床バスやスロープの対応を盛り込むことを望まれたものでしたが、市内では既に低床バスやスロープなどは法律の基準を満たすものになっていたことから、特段の計画書への記載をしていなかったものであって、協議会においても、「既記載」の扱いでもいいのではないかという意見もありまし

たが、実際に計画書には記載されていないものであるため、「参考」の扱いとしたものです。なお、アンケート等においても、市民からさまざまな要望や意見がありましたが、地域公共交通に関しては、その市民の居住地域やライフスタイルなどによって、求める交通手段や望まれる交通網が千差万別であることから、全ての御意見の十分な反映は現実的にも難しいと考えております。しかしながら、その御意見の内容、どの程度の人がどのような意見をどのくらい持っているか、こういったことを踏まえて、市として方針を決定することが大事なプロセスであると理解しているところでもありますので、市民への丁寧な説明というところにつきましては、計画策定後においても心がけてまいりたいと考えております。

それでは、質問項目、その他の方法に移ります。

ヒアリングの実施に当たって、競合サービス側にはわざわざ訪問してヒアリングしているのに対して、サービス利用者側、地区社協には、文書作成という労力を必要とする意見応募という方法をとった理由について問うについてお答えします。

計画策定の基礎調査に当たっては、市民アンケート調査と、関係団体へのヒアリング調査を実施しており、内容や対象団体については、協議会において決定をしたところです。ヒアリングを実施する関係団体は、交通事業者、工業団地協議会、商工会、社会福祉協議会、病院、それから内部の社会福祉課や高齢者福祉課としましたが、協議会の審議の中で、高齢者等の意見収集を加えてすべきという意見をいただきまして、アンケートを補完するものとして、地区社会福祉協議会への意見募集を追加させていただいたものです。したがって、より多くの意見を収集するため、ヒアリングという形ではなく意見用紙への記入をお願いしました。なお、設問は、自由意見欄を含め3問としまして、記入の負担を減らすため配慮をしたところです。

それでは、質問項目の共通1、自己評価について。選択した市民参加の手法及び実施した市民参加の手法についての自己評価についてお答えします。

七つの手法のうち、意見交換会と住民投票を除いた五つの方法で実施をしまして、より多くの市民参加の機会を提供することができたという点ではよかったと考えています。しかしながら、タウンミーティングにおいては、事前周知はしたものの参加者が非常に少ない地域があったことや、どの手法においても、循環バスのルート改正時期と重なってしまったことで、将来の市全体の交通網を考えるとといった論点から、循環バスルートの話に行きがちになってしまったということがあったため、実施方法や時期については、今後の課題と考えているところです。全体としては、この循環バスルートの改正をきっかけとなって地域交通への関心が高まったという一面もあることから、市民参加の手法については、適当であったと判断をしております。

次に、質問項目共通の2、条例等の理解度について。市民参加条例逐条解説及び市民参加の総合的評価、評価基準を十分に理解していたかについてお答えします。

市民参加の実施に当たっては、条例等を確認しながら実施しておりましたので、逐条解説についても理解しておりました。ただし、評価基準については、この内容を確認できていなかったため、理解はできておりませんでした。

次に、共通の3、結果の周知。どの項目に関しても、結果、公表の取り扱いが周知されていないように思うが、そのあたりはどのようにお考えですかについてお答えします。

結果の公表については、全て何かしらの方法では周知しているところですが、一部の項目では周知方法が一つだけのものであったり、手法が少ないものがありました。特に、アンケート結果や、関係者ヒアリング結果、これがホームページのみとなっていますが、これは集計や取りまとめに時間がかかったことから、計画策定の基礎資料として、各回の会議において示させていただいていたものですので、改めて他の手段での公表というのは考えていなかったものです。今後は、適正な公表時期とその方法について、注意してまいりたいと考えております。

以上で、回答を終わります。

● 【a委員】 ご質問ございましたら、挙手をお願いします。

● 【g委員】 私の質問は、狭義の委員会審議の公平性についてということをお願いして、その関連質問として、委員会の構成はこうなっていますよということ、利用者側ですね。いただいた資料の中では6名、それから、それに対してサービスを提供する側、16名、かなりアンバランスになっている。本日いただいた資料を見ても、かなりアンバランスなのですね。これで本当に公平性が保たれているのかということ再度聞きたいのです。

二つ目は、発言権なのですが、少なくとも行政職員が、副市長まで入って、発言権、それから議決権、一応持っているわけですね。普通の委員会ですと、ほかの委員会ですと、この方々は事務局の参考人になるわけですね。こういう方々が1票を持って、採決に参加するということになると、非常にバランスを欠くのではないかと。通常ですと、参考人として、もし発言が必要であれば、議長に求めて、それから、そもそもここに呼び出すのは、議長が必要だから呼ぶと、そういう形をとるべきじゃないかと思うのです。

それから、関連して三つ目です。8番目なのですがけれども、8、その他の方法で、ヒアリングに対して、ほかの方々はわざわざ出向いて丁寧に時間をかけて説明を聞いているのです。それに対して、利用者側であります社会福祉協議会、これ、いただいた文書によると、地区社協の代表者に意見を求めると書いてあるのです。この表の多分一番下の部分がそれに対応するという出されたのだらうと思いますけれども、これは一般的なアンケートであって、地区社協のそれぞれの代表者に聞いたものではないのです。その方々に対しては、文書を作成して回答しろと。これ、非常にアンバランスじゃないかと、私はそう思っているのですけれども。

なぜやったかという、事業者側、サービス提供者、代替サービスを行う事業者、それから、そもそもこの事業の推進者であります行政、これに対しては全般的にかなり丁寧な対応をして、利用者である方々に対しては労力を提供するような、そういうような時間をかけさせる。そういう対応のように思うのです。したがって、この審議会の審議は、公平性を欠いているのではないかと、私はそのように思うのですけれども、その辺の見解についていただきたい。

● 【都市計画課（吉川主査）】

委員会の構成メンバーについては、法律において求められている点というのが一つあります。それから、利用する、しないで分類した場合には、確かにかなり比率が、利用しない側のほうが多くなっているように思いますけれども、その利用しない側の中では、ただ単に利用するだけでなく、学識経験者の方であったりとか、あとは道路の管理者であったり、警察ですとか、そういった中立的な立場で、インフラの面から公共交通を見てい

ただとといった委員が入っておりますので、そういったところでは、特にこの法律で定められた法区分の対する人数というのは問題ないかと考えています。

それから、行政職員ですが、行政職員のほうもこの法律において、この計画を作成しようとする場合には、その地方公共団体が入ることとされております。その中で、行政、地方公共団体といっても、部署によってさまざまな観点から意見をいただく必要がありますので、福祉関係ですとか、高齢者、障害者、それから白井市の循環バスでは、第二小学校区で通学バスに近い形で運行しているところもありますので、教育委員会からもそういったところで、この委員会に入ってくださいしております。

それから、最後の地区社会福祉協議会の意見募集ですが、決して時間をかけていないわけではありませんが、地区社会福祉協議会にお願いするときも、代表者会議のところに向いて、皆さんにお願いするとともに、確かに代表者のヒアリング1回で済めば、それでこちらも済むのですけれども、それよりも公共交通のことで、高齢者で同じ地区に住んでいる方といっても、皆さん、御要望される交通網ですとかネットワークというもの違ってきます。ですので、個人の意見を特に収集するように配慮しまして、質問についても簡単にできるように、文書を作成するとかではなくて、簡単に日々思っていることを書いていただくような形になるように配慮をしたところです。

●【g委員】法律に基づいて入っているということなのですが、副市長に入っているのでしょうか。それから、続けて申し上げ、時間の関係で短くしておきますけれども、確かにこういうメンバーが入らなくてはいけないという法律になっているのかもわからないのですけれども、この委員会審議で、この方がフルで出てくる必要があるか。しかも、こういう方々、行政官が1票持っている。採決権を持っている。これは利用者側から出てきた委員に対してものすごく圧迫感を与えるのではないかと思います。これ、もう一度資料要求させていただきませう。こういうメンバーが入っているという法律上の根拠を示してもらいたいのですが。終わります。

●【都市計画課（吉川主査）】法律上の根拠というところでは、今日提出させていただいたところの上に、位置づけというところで、法律名は書いてないのですけれども、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というもので書いてあります。その中に、地方公共団体と書いておまして、この中で誰を選定するかというのは、法の規定はございません。これは市のほうで決定したものになりますので、その根拠というのは、決定が根拠というふうになっております。

●【d委員】確認になりますけれども、g委員がおっしゃっている件については、確かに第1号の方が人数は多いと思うのですけれども、その統括されているものの事業が、市民の方のことを理解しているということで代表者として出られているという認識で、私は、いるのですけれども、そういうことですね。

●【都市計画課（吉川主査）】はい、そのとおりです。

●【a委員】法律と、それから市レベルで誰が決めたのかみたいなことを詳しく書いていただければ、ある程度、g委員に対する答えにはなるのかなという気がいたしますけれども。

●【都市計画課（吉川主査）】わかりました。法律の根拠の下に市の条例の位置づけの根拠がございますので、それを提出させていただきたいと思っております。

● 【a委員】 この質問事項や意見は、委員個人の質問事項でございます。この委員会で調整のうえ、この質問をしようという手順をとっておりませんので、念のため申し上げておきます

● 【e委員】 要望ですけれども審議会の委員が利用しない側が多いという、それは事実だとは思いますが、せっかく担当課で7,000通のアンケートをされたし、タウンミーティングでも80人の方も出てこられたし、だから、これが利用する側の声なのです。それがどう反映されたかという、さっき第3回の会議でアンケートの結果とか、タウンミーティングの結果を受けた審議会が、委員さんがいろいろ議論を戦わせるのかなと思ったら、ほとんどそれはいいですね。だから、非常にそれが残念だった。最初にご説明にありましたけれども、この活性化協議会というものが法的に定められたもので、これについては、こういう構成というのは仕方がないと思うのですが、分科会をつくるということが可能であったというお話あったと思うのです。だから、ぜひ、次、同じような機会があるのであれば、こういった市民の声を受ける受け皿になるような分科会をつくって、そこでまとまったものを活性化協議会にぶつけるという形をとっていただければよかったですかなと思うのです。

● 【a委員】 次に管財契約課の庁舎整備事業です。

● 【管財契約課 風間課長】 一つ目、審議会（検討委員会のメンバーについて）ということでございます。

①委員19人の中に議会代表3人が参加していることが理解できない。その理由はいかがかというものでございます。

庁舎機能の中には、議場や議員控え室、委員会室などの議会関連諸室があることから、議員目線での意見をいただきたかったため、議会議員さんをメンバーとして入れてございます。また、議会では、特定の案件について調査、審議するための特別委員会を設置することはできますけれども、今回の庁舎整備事業につきましては、特別委員会の設置がなかったということから、議員代表として、議長、副議長、総務常任委員長の3名について参加をしていただきました。

②委員が5年間という任期で良かった点と悪かった点についてでございます。

建物の建設事業のため、基本計画、基本設計、実施設計と順を追って詳細な検討をしていくことから、過去の検討内容を認識している委員がより詳しくなっていく検討内容を把握しやすいということがよい点だったと認識してございます。また、長期間の検討期間であったため、委員への負担が大きかったということが悪かった点かというふうに考えてございます。

③女性の視点は委員が少ない中で生かされたかということでございます。

授乳室の設置など、子育て時の対応を計画に反映させています。また、女性委員の比率を上げることは当初から課題としておりましたが、女性の応募者が少なかった状況でございました。

④平成29年度3回予定が1回のみ理由はということでございます。

平成29年度は減築工事に着手しており、現場に入ることもままならないということから、検討事項がなかったため1回の開催となりました。なお、この1回については、内装の解体工事が完了したところで、コンクリートのひび割れ、あるいは床のたわみなどが確認さ

れたために、補修工事などの必要性について検討委員会を開いて検討していただきました。予算上につきましては、平成28年度に開催した回数3回を計上したためでございます。

⑤学識経験者はどんな専門家が参加しているのかということでございます。

学識経験者としては、大学教授が2名、建築意匠及び都市計画専門が1名と、建築構造が1名でございます。市民委員が4名、1級建築士が1名、構造設計1級建築士が1名、建築積算士が1名、それから、環境部門の技術士が1名の計6名でございます。

次に、市議会議員が委員となったことについてということで、地方自治においても、行政と立法、市議会の分立が基本と。庁舎建設事業という行政行為の中に、立法分野、議員が介入するという誤解されるようなことは避けるべきではなかったでしょうか。これは、市の審議会全般について言えることだと思います。地方自治法の兼職禁止に抵触しなくとも、議員の側で断るべきであったと考えますということでございますが、先ほどお答えしたとおりでございます。

議会のほうでは、特別委員会を設置いたしませんでしたので、議会代表から3名推薦していただいたということになってございます。

続きまして、会議録についてでございますが、34回の会議録は逐語録のみであり、会議の流れを知るには、通読するだけでも膨大な時間を要します。簡単な抄録があればよかったと思いますということでございます。

市の事業の中でも多額の費用を使う事業であったため、市民の関心も大きく、委員会を傍聴できない市民への情報提供などの観点から、細かな意見、検討内容も公表したかったため、逐語録といたしました。今後、このような委員会があった場合には、抄録での公表も検討してまいります。

2番目、パブリックコメントについてでございます。

①パブリックコメントの件数が平成26年度より平成27年度が少ないが、何か周知法等に違いがあるのでしょうか。

平成26年度が52件、平成27年度が42件ということでございますが、パブリックコメントの周知方法の変更はございません。管財契約課窓口や、市役所玄関での掲示、市ホームページ、広報、各出先施設での掲示などを行ってございます。

②2回のパブリックコメントとも、図書館で資料提供されているのに、図書館で結果公表がされておりません。資料提供を行った場所では、必ず結果公表をお願いしたいと思えます。

今後、パブリックコメントを行う場合など、結果公表の方法を検討してまいります。

③広報しろいでの周知について。広報しろい2014年2月1日で、庁舎建設がC案で決定、事業費34億税抜きと市民に周知されています。審議会資料を見ると、41億税抜きと、増えたことをうかがい知ることができます。建築費が当初予想を大幅に超えたことを広報しろいで市民に周知するべきだと思います。

平成27年2月1日号にて、基本設計案に関しても掲載をしておりますということで、お手元に資料を配らせていただきました。平成27年2月1日、庁舎整備基本設計案がまとまりましたということで、広報を出してございます。

この2段目の中段以降に、基本設計案について、概算工事費を算出した結果、昨今の建設費用の高騰や、設計条件の変更などにより、基本計画概算、建設費31億2,000万となって



おりますが、先ほど、34億と申し上げましたけれども、この中には設計費、あるいは移転費などが含まれておまして、34億となっております。建設費だけでは31億2,000万よりも大幅な増額となりましたということで、当初、46億6,000万という数字が基本設計のとき出てございます。それでは1.5倍になって、余りにも膨れすぎてしまうということで、この46億6,000万の建設コストを削減、縮減するために、検討委員会の中で方法等を検討した結果、建設費を40億9,000万、約41億に削減したというところでございます。主な減額項目として、その左側に書いてございますが、構造形式の変更、新築棟の規模を縮小など、そのようなことを図りまして、46億6,000万から41億に削減したという内容のものでございます。ということで、広報27年2月1日号にも掲載はさせていただいております。

④その他の方法についてということで、住民説明会の結果報告、取り扱いについては、平成26年度については結果公表が1週間と早いですが、平成27年度は約3カ月とかなりの期間に差がありますが、何か理由はあるのでしょうか。

平成26年2月に開催した基本計画に関する住民説明会は、約1週間後にホームページで内容を公表いたしまして、3月の検討委員会にて内容の報告を行いました。平成27年度2月に行った基本設計に関する住民説明会では、同月に行われました検討委員会にて回答内容の報告を行い、その後、公表をしております。検討委員会に報告をしてから公表することといたしましたので、多少遅れたものでございます。

共通事項1、自己評価についてということでございますが、選択した市民参加の手法及び実施した市民参加の手法についての自己評価と。

検討委員会では、非常に活発な議論、検討が行われました。また、住民説明会やパブリックコメントでは、多くの意見が集められ、事業へ市民意見が反映できたというふうに考えてございます。

共通事項2で、条例等の理解度についてということ。市民参加条例逐条解説及び市民参加の総合的評価、評価基準、条例が求める基準、市民参加推進会議が求める望ましい水準を十分理解していたかという内容でございます。

今回の事業では、市民参加条例での市民参加手法である審議会委員会の設置、パブリックコメントの実施、意見交換会、住民説明会の開催を行って、多くの意見をいただいております。今後、機会があれば、今回の事業では採用していないワークショップなどの手法も検討していきたいというふうに考えてございます。

- 【a委員】 質問ございますか。
- 【h委員】 審議会の運営も含めて、非常に丁寧にここまでやるかと思うぐらいされたのは私も承知してはしまして、非常に評価しています。結論的には、こういう形でできて、今回も質問ということではないのですけれども、例えばこの101の会議室という案内いただいたけれども、その案内が庁内の中にはないとか、議員控え室というものが1階のこういう上から見える鳥瞰図みたいなやつには入っているのだけれども、エレベーターとか4階に行くと、議員控え室とかの案内がなくて、あれ、どこ行ったらいいのだろうということになってしまったりとか、できたばかりでそういうものにシールみたいなものを張りつけるのは格好悪いかもわかりませんが、その辺の案内を少しわかりやすくしていただければ、新しい施設なのでありがたいかなと思ってます。以上です。
- 【c委員】 地形地盤地質の専門家は入っていましたか。ボーリングだけで終わってはい

ませんか。

●【管財契約課 落合主査】地質調査については行っているのですが、そういったところに関しましては、構造の先生が、大学の教授お一人いらっしゃいまして、あと、構造1級建築士の方も市民委員で1人いらっしゃいました。

●【c委員】それは耐震工学、構造計算の話で、確認したいのは、庁舎を建てるのに地形地盤地質、これの調査をやったのか、やらないのか。

●【管財契約課 落合主査】それはやっております。地質調査を行っており、ボーリング調査も行っております。当初、免震等の案もありましたので、免震に対応できるような調査も行っております。

●【c委員】気になったのは、地震の揺れに対して庁舎が壊れてしまうケースが出ている。それから、水に対して、1階と地下が埋まってしまったということもあった。白井市は、結構地盤のいいところに建っているようだけれども、きちんと地形地質地盤。地盤の常時微動の調査などをして造ったのかどうかを確認したかったわけです。

●【管財契約課 落合主査】常時微動調査も行っています。

●【c委員】その情報は、市民に公開しましたか。

●【管財契約課 落合主査】地質の構成等に関しましては、全て委員会の資料として公表させていただいております。

●【c委員】委員会の資料だけでなく、例えば図書館とか、情報公開コーナーにきちんと出して、庁舎のところの地盤地形地質はこのようになっていますよという報告をできればしてほしい。

●【a委員】1番目の審議会で議員さんが入ったことについて私も質問しています。

先ほど、特別委員会つくらなかったので入りましたというご説明あったのですが、基本的に、特別委員会をつくらうがつかるとは、私は入らないほうがいいのではないかとそう思っているのです。例えば、国の審議会に国会議員が入っているという話は聞いたことがあります。

●【c委員】議場が入っているから議員さんを入れるとか、そういうレベルの話ではないと思います。もう終わってしまったのですが、今後は、市の職員とか議員さんは、別のところでヒアリングする機会を設けて計画に入れていくという整理をしたほうが良いと思います。

●【a委員】次に行政経営改革課の白井市行政経営改革実施計画策定事業

●【行政経営改革課 元田主査補】

一つ目の配布された資料から、「平成28、29年度に実施した白井市行政経営有識者会議による成果が見当たらないが、有識者会議の成果はどのように扱われたのか」ということについてお答えします。

こちらの行政経営有識者会議という組織と、今回、行政経営改革実施計画をつくりました行政経営改革審議会というのが、異なる附属機関で審議会になっておりまして、直接の関係はありません。ただ、この行政経営改革実施計画は、行政経営有識者会議が作成しました行政経営指針を実行するというための計画となっていますので、計画としては関係があるのですが、直接会議自体は関係がないところです。

なお、先ほどの行政経営指針の項目に基づいて、具体的にどうするかというための実施

計画という位置づけになっているので、行政経営指針の内容については、行政経営改革実施計画の中に記述しています。

2番目の「全委員で8名は少ないのではないか」ということについてお答えさせていただきます。

今回、行政経営改革実施計画を作成しました。こちらについては、行政経営改革、いわゆる行革の実実施計画となっているのですが、実は以前の計画である行政経営改革大綱では、進捗状況の助言や策定等について、調査・審議を行う附属機関として、行政改革推進委員会を平成27年度まで設置していたところです。

この行政改革推進委員会は、学識経験者と公共的団体の代表者と、公募市民の10名で組織していたところです。実際、事務局をやっていたのですが、10名の人数の中で議論するに当たっては、委員一人一人の意見が反映しにくい状況が非常にあったことから、今回の行政経営改革審議会の委員の人数は、公共的機関の代表者というものを除いた8名で進めさせていただいたところです。

それと併せていただいた質問なのですが、「半分が市民枠であるが、広報上では無作為抽出の枠があることを知らされていない、市民の関心が高い応募者をどう考えるか」ということなのですが、白井市の中で、この公募委員登録制度を設けているところなのですが、こちらについては、従来の一般公募、自分で手を挙げるものと、この登録制度は併用を原則として、それぞれ委員を1対1とすることを市が定めているところでしたので、4名の公募に対して2名を今までの従来の一般公募、それ以外を無作為抽出と予め定めています。そのため、2名について広報で募集をしたところです。

3番目の「応募者は男12人であったので、決定は男2人だが、男3人、女1人としたらどうか」という質問についてですが、先ほど説明をさせていただいた内容と重複してくるところなのですが、一般公募と無作為抽出の割合については、あらかじめ募集の段階から2人、2人ということで定めているところです。応募状況が非常に良かったということは、こちらとしては非常に嬉しかったのですが、ここは後で変えてしまうということから、応募のあった人数の男12人、女1人の中から2人を選んだということになっているところです。

続いて、「審議会パブリックコメントでどんな資料を配布したのか」という質問についてですが、会議の開催に当たって、あらかじめ配布した資料については、白井市総合計画と、白井市行政経営指針は、あらかじめ配布をさせていただきました。そのほか、会議を進める中で、資料については、委員の求めに応じて、随時配布しています。具体的には、今回の「市民参加条例の逐条解説」、「市民活動の現状について」を配布しました。

また、市の行っている住民意識調査の中から、「年代別市政情報の入手方法」を一部抜き出してお渡ししたものと、ホームページにも載っていますが、「意見要望等処理状況」、「市長の手紙」の一覧表、また、他市の資料になりますけれども、仙台市と横須賀市でこのような「市長の手紙」のようなものを分析した資料がありますので、その資料、それぞれ100ページを超えるものになりますけれども、仙台市、横須賀市の「市民の声の分析」、それと市の「自治会の現状と市民の意識等について」をお渡しさせていただいているところです。

市民参加の手法について、「市民参加を審議会とパブリックコメント二つに絞った理由

と背景について説明されたい」ということなのですけれど、この計画が、いわゆる基本計画に基づく実施計画という位置付けになっています。通常、市では実施計画の策定に当たっては、市民参加を行っていないものがほとんどになっています。ただ、この上位計画の行政経営指針については、市民参加が足りないということは、以前から、計画の段階からもありましたし、去年、こちらで説明をさせていただきましたけれども、市民参加ができていなかったことから、この実施計画については、通常は市民参加を行っていないのだけれど、市民参加をやっていくということをやめ定めていたところです。そのため、今回、計画策定段階において審議会、計画の案ができた時点でパブリックコメントという二つの計画を実施しました。他の実施計画は通常市民参加を行っていませんので、それと合わせたこと、また、計画を1年で作って、3年間の計画期間ということになっていますので、市民参加をたくさんやった場合については、策定期間が延びてしまうということもあり、2年間の計画をつくるのに2年間をかけるということになりかねなかったので、1年でできるということで、この二つを考えて実施したということになっています。

市民の声の聴取についてなのですけれども、「増収策、経費削減など市民の声を聞くタウンミーティングや意見交換会など、広く市民の声を聞く手法も採用していただいたかった。」という意見になるかと思えますけれども、先ほどお話をさせていただいたように、1年間で計画を策定する必要があったということ、また、こちらについては3年間の計画なのですが、予算要求というのが大体毎年この時期になりますので、この時期までに案を策定する必要があったということから、実質の計画期間というのは6カ月ぐらいというような状況になっていました。時間の関係もあったところですが、時間と労力、また、市民の意見を聞くところから、なかなか策定の段階での市民参加の実施は難しかったということになります。

共通1、「自己評価について」ということで、「選択した市民参加の手法と実施した市民参加の手法についての自己評価」となりますが、先ほどのものと重複しますが、担当課としては適切であったというふうに考えているところです。

共通の2、「市民参加条例の逐条解説及び総合的評価、評価基準を十分に理解していたか」ということについては、十分に理解し、意識しながら実施しました。ただ、こちらの市民参加推進会議が求める望ましい水準の変更が、職員に通知されたのが昨年11月でしたので、それ以前のものについては、望ましい水準については、従来の望ましい水準で実施していたところになっています。

●【g委員】有識者会議と、今回の委員会組織は別だから、反映は余りされていないというようなことなのですけれども、有識者会議というのは、報告書も出されているのです。お読みになられましたか。

●【行政経営改革課 元田主査補】行政経営有識者会議は、私どもの課で担当しておりましたので、もちろん読んでいます。

説明が足りなかったかもしれませんが、この実施計画の項目は、大項目、中項目というのがある、その下に、具体的な事業を載せている計画なのですけれども、大項目、中項目については、行政経営有識者会議でつくった行政経営指針をそのまま書いていますので、それに補足する計画というような理解でいただければと思います。

●【g委員】いずれにしても、市の行政として、こういう有識者会議でせつかく得られ

たものを反映させるべきだと、そういうことが我々がいただいた資料の中に載っていないということで、ご質問をさせていただいたのです。

そもそも、この有識者会議の報告書をつぶさに読みましたけれども、わざわざ有識者でなくても十分できるような従来型パターンの延長線上にありまして、本当にこの有識者会議が必要であったかどうかをまず問いたいところなのですけれども、それは今回の対象ではないので。少なくとも、このせっかくやられた有識者会議の成果を十分にこの中で生かすように、大項目、小項目なんてそんなくだらないことではなくて、基本路線として、市はこういう有識者からいただいたものをこういう部分、あるいはこういう基本的な考え方に乗せているのだと、そういうような姿勢が必要ではないかなと思っております。

●【行政経営改革課 元田主査補】私の説明が悪かったのかもしれませんが、例えば市民活動支援課に関係することですと、行政経営有識者会議で定めていることというのは、「小学校区単位のまちづくりを推進すること」を定めているのです。この実施計画では何を定めているかということ、小学校区単位のまちづくりをつくるための具体的なスケジュールなどを位置付けしているものなので、基本的には全て沿ったものになっていますので、計画として、指針と実施計画はイコールになっているものになっています。ただ、実施計画については、有識者会議の定めた行政経営指針で足りなかった部分、例えば歳入の確保とかそういう部分とか、歳出の削減という部分については、追加しているという部分もあります。ですから、基本的には網羅しているというふうに理解していただければと思います。

●【g 委員】この有識者会議というのは、本当に白井市の財政を企業経営のレベルから、視点から見直そうということで始まって、今のご説明ですと、本当にちまちました話ではないですか。もっと広い観点から、そもそもこのあなた方のやっているものも、全体を見直す必要が私はあると思うのです。市役所の市の行政の財政的な考え方について、市場経営というか、市場メカニズムを導入すると、そういう視点で取り組んでもらいたいと思うのです。以上です。

●【c 委員】有識者会議をつくると、計画を実施するための会議だということは理解した。ところが、それを実施していいのかどうかということをもう一回見直しする必要があるのではないかと考えている。

そこで少子高齢化の現状を示した人口動態、こういう資料が配られていたのかどうだったか。これ、重要なポイントです。

それから二つ目は、決算統計書。政策経営会議をやるのに、決算統計出さないと会議をやることより情報不足だ。公債比率とか、借金の比率とか、財政力とか、そういう資料を提出する。要するに、白井が、健全にこれから運営できるかどうかという資料を出して、見直ししなくてはいけないと思います。それから、3点目、隣の佐倉市がきちっとやっているけれども、公共施設のメンテナンス。これから、高度成長時代につくった下水や上水道が壊れていくのだから。そういったものがこの実施計画に入っているのか、入っていないのか。資料として配られているのか、配られていないのかというのは重要なポイントなので、その辺はどうなのかを聞きたい。

●【行政経営改革課 元田主査補】決算統計の関係の資料については、会議の中で、1回2時間をかけて、人口動態も含めて会議の中の議題として説明させていただいています。

資料という形ではなくて会議資料になるので、説明を省略しました。質問が委員への情報提供の資料ということでしたので、さきほど冊子の資料を中心に説明をさせていただいたところです。

- 【c委員】決算統計は、千葉県のホームページでは、千葉県内の市町村全部出ている。少し前までは非公開だった。各役所が財政状況を見直すときに、計画見直すときに出すのが常識になる。
- 【行政経営改革課 元田主査補】説明しております。
- 【c委員】では、メンテナンスは。
- 【行政経営改革課 元田主査補】施設のメンテナンスについては、まだ市の中でそういう計画がないので、お出しできなかったというところになっています。
- 【c委員】でも、これからの事業をやるときに、公共施設のメンテナンスを考えなくて、新しい新規事業だけやったら、役所がパンクする。そっちをきちっとやったほうがいいと思う。
- 【行政経営改革課 元田主査補】行政経営指針の三つの柱の一つが、公共施設についてということになっていまして、白井市は、佐倉市と比べて進んでいないというところは事実なのですけれども、今後、そのものについて、市では進めていくということを決めていて、実施計画の中にも位置づけをしているというところになっています。
- 【c委員】先にやるのが高度成長時代以降につくった公共施設のメンテナンスにどのぐらい費用がかかるか。メンテナンスというのはものすごく費用がかかる。下水道とか上水道の管取り替えて。そういうところをきちっと市民にお知らせしておかないと、先に計画つくってしまって、途中で水道管が破裂して噴水が出たなんて、全国あちこちあるのだから。その辺は慎重にやったほうがいいと思います。
- 【a委員】本日最後、環境課の太陽光発電施設の設置・管理に関するガイドライン
- 【環境課 川上参事】事前にご質問いただいておりますので、順番に説明をさせていただきます。1点目、審議会についてということで、審議会が諮問を受けると同時に事務局が答申原案を提案するようなことが行われているのかというご質問ですが、こちら、通例では、審議会が諮問を受けた後、審議を行って、方向性ですとか、あるいは意見がある程度出そろった段階で、その意見をもとに答申の原案を事務局が作成し、その案を審議会でご審議いただくといったような形になっております。最終的には、答申として審議会のほうでまとめるという形態をとっております。したがって、本ガイドライン作成に関しましても、同様の流れで行っております。

次、2点目、審議検討に要した時間についてでございますが、こちらについては、詳細は今わかりませんが、大体のところでは、審議は3回行っております。第1回の会議でガイドラインについての概要説明と、それに対する質疑を行っております。これがおおむね1時間程度。第2回目は、こちらは諮問させていただいておりますが、こちらで2時間弱。第3回、答申案の審議で1時間強と、この程度のご審議をいただいております。また、このほかに、審議会のほうに当日出席できなかった委員さんからも意見をいただいているという形を行っております。

3点目の女性の参加が少ないがふやす努力をしたのかということでございますが、女性委員をふやすことにつきましては、この環境審議会の委員構成は、有識者、市民代表、団

体推薦の代表ということになっております。有識者としたしましては、大学の教員等の学識者と、それから農業委員会、工業団地協議会、商工会などの団体からの推薦、また、団体代表として、市民活動団体などの推薦をいただいた方、それから市民公募委員となっております。各種団体に適任者の推薦をお願いする形態をとっておりますが、その際に女性の適任者がいる場合は、配慮をお願いしますといったようなことを、これは文書ではなくて口頭でお願いをしております。

それから、市民公募委員につきましては、無作為抽出名簿、それから一般公募委員の選考をする際、男女比等の考慮をして、全体を見て枠を決めているといったようなことを行っております。

それから、次が、28年1月広報に環境審議会募集がありますが、この時点で審議内容は確定していましたかというご質問ですが、この時点では、具体的な審議内容は確定してございません。通常ですと、いろいろな計画の進捗状況の報告、これは決まっております。そのほかについては、必要な事案が出たときにご審議をいただくということで、その時点で出ている場合と出していない場合がございまして、今回の場合は通常の報告といったようなことで募集を行っております。

それから、その次が、第3回審議会で十分な審議が行われたかということでございますが、こちらにつきましては、第1回会議、諮問を行った第2回会議でご審議いただいた内容をもとに、答申案としてまとめたものについて、ご確認をいただく形で審議をいただいております。したがって、審議は適切に行われたものということで考えてございます。

それから、会議録は、情報公開コーナーでも図書館でも見ることはできません。ホームページにはありますが、インターネット環境のある市民しか見ることはできませんということで、紙ベースの会議録を置いていただきたいということでございますが、実はこちらは置くのが当たり前という認識があったものですから、配布漏れてしまったということで、こちらはご指摘をいただきましたので、10月16日にさっそく2カ所に配置をさせていただきました。

それから、市ホームページだけではなく情報公開コーナー、図書館が最低利用すべき場所である認識はあるかということでございますが、認識はあったのですが抜けてしまいましたので、次回からは気をつけます。

それから、市民に公表するとは、ホームページ以外には何かないですか。さまざまな年齢層に対する配慮と多くの方の目に触れる視点を踏まえると、ほかにも公表する場所があると思われるのですが、いかがでしょうかというご指摘でございますが、こちらは検討課題として、今回ご指摘をいただいておりますので、今後このような形が出てきたときにどうすべきかということをご検討させていただいて、さまざまな年齢層に配慮して公表に努めるように改善を図りたいと考えてございます。

それから、パブリックコメントの募集は、審議会の会議で決まったのか、事務局の発案なのか。任期終了間際で行われているので気になりましたということでございますが、こちらにつきましては、市民参加の手法の一つとして、いろいろございますけれども、パブリックコメントもその一つとして、事務局のほうでどうでしょうかといったようなご提案をしております。結果的には、最終的に審議会のほうでご決定をいただいたという内容でございます。

それから、市民の声の聴取についてということで、近隣に太陽光パネルが設置される可能性があるという点では、市民全てに直接影響のある事柄である。広く市民の声を聞く手法をとっていただきたかったというご質問でございますが、こちらにつきましては、本ガイドラインの趣旨を踏まえまして、簡単にご説明をさせていただきます。

ガイドラインにつきましては、平成24年7月に、再生可能エネルギーの固定買い取り価格制度が創設されました。太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの急激な増加がございました。この中で、新規参入した事業者の中に、専門的知識のないまま事業を開始する者が多くいたといったようなことで、安全確保ですとか、発電能力の維持の対策がとられない、防災あるいは環境上の懸念から、地域住民との関係が悪化するなどの問題が顕在化してきたというのが全国的な流れでございます。

これを受けまして、国のほうで28年6月に、これはFIT法というのですけれども、こちらが改正されまして、再生可能エネルギー発電を行う場合に、事業計画を認定しますといったような新たな認定制度が創設されまして、これを受けて、平成29年3月に太陽光発電事業計画策定ガイドラインというものが資源エネルギー庁で策定をされ、公表されております。このガイドラインでは、企画立案段階、設計施工段階、運用管理段階、それから最終的には、撤去及びパネル等の処分の各段階において、事業を適切に実施していくための必要な措置が定められてございます。

特にこの中で、地域との関係構築ですとか、周辺環境への配慮が求められているのですが、実はこれが設置される場所、例えば白井市に設置しようとした場合に、その設置される市町村への届け出が義務づけられていなかったといったようなことがございました。このため、行政あるいは近隣の住民の方が事前に情報を把握することができずに、気がついたらある日突然、隣に太陽光パネルが並んでしまったといったようなことが起きてしましまして、トラブルになるなどの事例が発生したといったようなのがございます。実は、この市内でも、こういった光害の苦情といったようなものが発生した状況があったということでございます。これを受けまして、市のほうで計画の初期段階からこういった計画を把握して、事業者が地域住民と良好な関係を構築しながら周辺環境にも配慮した事業が実施されるような仕組みを構築する必要があるといったようなことから、このガイドラインを定めることとしたものでございます。

本ガイドラインですけれども、実際には市民全般に関係するというのは全くそのとおりなのですが、主としては発電事業を行う者、要するに事業者に対して、安全確保ですとか、周辺環境、地域とのトラブルの未然防止、こういったものを図ってくださいといったことを目的として行っているものでございます。これらのことから、新聞等のマスコミを利用した周知ですとか、あるいは既に発電事業を開始している事業者さんに直接ダイレクトメールを送って周知をして、トラブルの防止に努めてくださいといったようなことを行っております。

ご指摘をいただきました広く市民の声を聞く手法をとっていただきたかったということにつきましては、パブリックコメントしか行っていないという状況でございます。こちらにつきましては、実際には、困っている方もいらっしゃるということで、なるべく早くそういったものを策定をして、以後の計画に対してこういうトラブルがないようにということからやっておりましたので、パブリックコメントだけということでございます。



それから次に、防災環境問題ということで、パネルが周辺住民の環境を脅かす事例が発生していると。それから、近年、台風や地震によってパネルが飛ばされて、崩壊したという話を聞くということで、パネルの防災や環境問題について専門家を加えた検討を行ったのかというご質問ですけれども、これは先ほど申し上げましたように、国がこの発電事業をする場合に、事業計画を認定するという形になっております。この中には、当然、電気事業法ですとか、各種法令関係全て網羅してそれに適合しなければ計画として認められないといったようなことがございますので、主としては、それはもう審議すべき内容ではないということでございます。また、設計防災の専門的な学識者という形では、残念ながら環境審議会の中には、この分野に関してはいらっしゃらなかったということでございます。

それから、市民参加の手法でございますが、意見交換会や住民説明会といった市民参加の手法の拡大を行わなかった背景は何かということでございますが、これは只今ご説明しましたように、市民参加の手法としては、当然検討はいたしました。どうしようかということだったのですけれども、ガイドラインについては、主として発電事業を実施する事業者を対象としていたこと、それから、なるべく早く策定をして、以後のトラブルを未然に防止するというところに主眼を置いたこと、それから、これは別れているのですけれども、50キロワット以上というのが、いわゆるキュービクルといまして、受変電設備を置かなければいけない、それから電気主任技術者を置かなければいけないといったようなことで、大規模太陽光発電事業者ということで位置づけまして、既に市のほうで、まちづくり条例といまして、開発の際にいろいろと届け出をしてもらうような条例を定めておりましたので、こちらのまちづくり条例の開発事業の一つとして、こちらを位置づけることによって、条例に定めた手続をとっていただくというスタイルをとりました。

これらのことから、パブリックコメントのみ行ったということでございます。

それから、共通事項ということで、自己評価ということでございますが、選択した市民参加の手法及び実施した市民参加の手法についての自己評価につきましては、先ほども申し上げましたけれども、市民に当然関係する内容でございますが、主として発電事業を行う事業者を対象としております。市民参加の手法としては、審議会とパブリックコメントのみを行っておりますが、ガイドラインを早く策定することによって、今後行われる開発等の中のトラブル防止、これを早く行うことが必須という考えがございましたので、今後の事業計画が上がってきた場合の対応が適切に早く行えるということから、不足はあったかもしれませんが、市民参加の手法としては、おおむね妥当ではなかったかなという評価をしております。

ちなみに、このガイドラインが作成された以降に上がってきた案件が実はございまして、こちらの案件では、以前は行われていなかった周辺住民への事前の周知、それから意見を伺うこと、それから説明会の開催もございまして、地域住民の方と十分な意見交換が行われておりまして、トラブルの未然防止につながっているということで成果が上がったものというふうに考えております。

それから、条例等の理解度でございますが、これは申しわけございません。理解が不足しておりましたので、これから気をつけます。以上でございます。

- 【a委員】 ご質問ありますか。
- 【g委員】 この委員会というのは、環境委員会の中で、この太陽光以外にも幾つか事

業があるわけですがけれども、実質的に、この中でどのくらいの時間を割いたかというのと、議事録のボリュームから考えると、3分の1程度だったと思うのです。そうすると、最初の会議が2時間15分、これ一番長くて、2時間、1時間45分、第2回目のときに諮問されているのです。諮問されていると同時に、答申案まで、原案まで出ているのです。これ、一般の市民が考えたら、見たらば、諮問を受けた段階では、答申案が出るはずがないのです。これはスマートにやるのでしたらば、ワンステップ置いて、次回に審議をするという委員会があってもいいと思うのです。これですと、2回目ですね。第3回会議で答申案を審議して、答申原案、答申したわけですがけれども、この時間を見ますと、いろいろと議事録のボリュームからいって、そのような二、三十分しかないのです。それで本当に検討ができたかどうか。質問内容を見ても、全く事務局に質問をすると、内容を検討するというより、質問をするという程度なのですね。

この太陽光施設のガイドラインを他の市町村に先駆けて白井市がつくったというのは、非常に私、大きく評価しているのです。せっかく白井市で先駆けてつくったのであれば、どこかの委員会を集中審議というような形で、白井市で将来起こるであろう環境にかかわるような問題点を取り上げて、それを審議しておいたほうがよかったですのではないかと思います。今はパブコメでありますように、反射光の問題が1件だけ上がっているのですけれども、将来的には森林の伐採、林の伐採ですとか、急斜地への設置とか、地形の改変、下草の農薬散布。農薬散布などは大変、松畑もありますし農業地ですから、大きな問題だと思います。それから、地下水汚染、こういうものを積極的に取り組むべきではなかったと思うのです。

そもそも、この環境問題、環境審議会の中でやるのが適切だったかどうか、もしどうしてもならば、1回か2回、集中的な審議会というか、審議を行う会をなさったほうがよかったですのではないかと思います。非常に僕は残念だと、そういう感じで思っております。

●【環境課 川上参事】まず、集中審議を行ったほうがいいのではないかということについては、ご意見として承ります。今後の参考にさせていただきたいというふうに考えます。

地下水汚染の問題、農薬散布の問題、森林開発の問題、これについては、国のガイドラインで実は定められておまして、適切なものをやりなさいというのが国のほうで出ております。市では、国に沿った形でおおむねつくっておまして、そのようなことは配慮してほしいと。それから、国のガイドラインも守って、市のガイドラインも守って適切にやってくれということは、来た事業者さんには全てお話をさせていただいております。やはり環境問題ということで、農薬ですとか何かというのは、非常に皆さん気になさる部分がありますので、そういう部分については、事業者さんにもなるべくそういう環境負荷のないような形でのお願いしたいということは、常々私ども、事業者さんにはお願いをしているという状況でございます。

森林開発につきましては、これは一定の要件等ございますので、こちらにつきましては、今、委員からお話あったのは、大きな施設が対象になろうかと思っております。例えば、50キロに満たないものであれば、ちょっとした空き地を使ってもできますし、大規模という、例えばメガソーラーで大きな発電設備になろうかと思っております。この場合には、若干の土の移動ですとか何かというのがあるのですけれども、こちら、規模が大きくなってきますと、先ほど申しましたように、まちづくり条例という、こちらは都市計画課が所管しておりま

すが、こちらの条例に手続が委ねられまして、その中できちんとした議論が交わされて、適切な事業が行われるということになっておりますので、ただ、苦しいところが、実は環境課の立場といえ、地球温暖化防止を図りましょうとか、再生可能エネルギーの普及を促進しましょうとかいう施策も実は計画の中に掲げておりまして、それとの兼ね合いでどうしていくかという部分が非常に難しい点がございます。ただ、それも踏まえた上で、両方バランスをとりながら、近隣住民ともトラブルを起こさず円滑に行っていただけるようなものということをつくったのが、このガイドラインということになります。

●【c委員】国のガイドラインとは別に白井市独自の基準を作った方がいいと思う。

なお、市民参加の拡大をして、意見交換会とか説明会をしっかりとやったほうがいいと思います。

●【環境課 川上参事】先ほど申し上げましたように、参加の手法としては考えました。ただし、現実的には困っている方がいたというのが、1点大きなポイントでございまして、一日でも早くつくりたいと。その方が困っている状況で、その対応している事業者さんにもこういうことで定めたから、適切な改善図ってほしいと、私どものほうからも要請をさせていただいた経緯がございます。

●【e委員】おっしゃったように、非常にガイドラインを決めておくというのは大事なことで、特に急ぐと思うのですよね。だから、場合によったら、私はこの市民参加条例の6条第2項、市民参加を行わなかった理由の緊急その他やむを得ないという、これに該当するものに近いのかなと思うのですけれども。そういうものを迅速に作業をされて、策定されたので、ガイドラインがあるから、その後の防止がもうできているということなので、だから、これはすごく見事だなと思うのですよね。

だから、非常に難しいのは、市民参加をどこまで取り入れるかどうかという話なのですけれども、とにかくガイドラインがないことには、市民を守れないということになるので、それを早く迅速に実行いただいたということはよかったと思うのですけれども、ただ、つくった後ですけれども、これから後は、実際のいろいろな問題が起きてくると思うので、ガイドラインのつくったものを見直しとか改訂とかが必要になってくると思うので、そういったときには、市民の声も聞いて、あるいは審議会でもっと時間かけてご審議いただいて、よりよいものにしていただきたいなと思うのです。

●【f委員】今後の資料の見方と、今後も含めて知りたいのですけれども、無作為抽出の委員の扱いのことなのですが、前の審議会の方から、2対1の割合でとるというのを聞きして、この場合、応募者が6名いて、決定者が5名ということで、この人数5名というものは、無作為抽出の方と含めての5名ですか、どういうことになりますか。

●【環境課 川上参事】実は、環境審議会につきましては、現在やっただいていらっしゃる方の選考というものが27年度中に行っておりました。ただ、委嘱が28年にずれこんだということで、実は無作為抽出の名簿の中からは選考がされていないという状況でございます。今後につきましては、無作為抽出の名簿の中から、おおむね半々になる程度の割合で選出をしたいなというふうに考えているところです。

●【a委員】情報公開等と市民参加の手法を広くやっていただきたいということですが、その中で一つ、市民参加の情報公開コーナーや図書館でよく欠落しているという話を聞くのですけれども、管理者が定期的に見るとか、担当課だけでは、どうしてもチェックが甘

くなるのではないかという気がしていて、そのシステムはどうなっているのですか。

- 【事務局】情報公開コーナーであれば総務課のほうの。管理は総務課なのでですけども、資料については、各担当課が行っています。
- 【a委員】どうしても抜けてしまうのであれば、もう一つ別の目を見たほうがいいような気がします。この会議の提案になるのか、要望なのかわかりませんが、そのようなことがあったらいいかなと、今日は感じました。

## 議 題 (2) 平成29年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

- 【a委員】それでは、二つ目の議題、総合評価の残った2事業について、コメントをいただきたいと思います。8番のデータヘルスについては、平均点が31.6ということになっております。
- 【b委員】会議録は「情報公開コーナー」「図書館」「ホームページ」の3カ所で公表されることに心がけてほしい。
- 【a委員】他に意見なければ、9番、西白井地区コミュニティ施設建設事業についてに移ります。これは中間評価になりますので、点数はございませんので、コメントだけということです。
- 【h委員】この事業は議会の中でも議論があるみたいで、全体としては、地元の人にやや配慮したつくり方がされたのだというふうに受けとめているのですが、まだ継続事業だということもあって書きづらいと思い空欄にしました。
- 【b委員】委員の内訳の14名のうち、公募委員2名の団体の代表2名で、その他の10名というのは、その他というのは地域の方なんですか。
- 【事務局】委員は、地域の代表の方々、地域というのは自治会の代表の方々、それから複合センターとか、そういったセンターのほうの利用をされている利用者団体からの代表の方、あとは小学校区の中の住民の代表の方というような、そんなようなところで幾つかの委員さんが入って、幾つかのそういう団体さんから出てきている委員さんで構成されているところになっております。
- 【f委員】私も委員のところで不思議だなと思って、人数が増えている。公募の人数は2人と書いてあるけれども、地域の人も含めて全部で3人広報に載っていたのに、2名になってしまって、あれ、1人どこに行ってしまったのと思いながら眺めていました。
- 【e委員】公募委員が2名ということで、いろいろ皆さんから意見が出ていますけれども、白井の駅前センターもありますし、西白井の複合センターもありますし、いろいろなそういった地域センターの一つだと思うので、そのネットワークでつくっていくものだから、地域の方の声を聞くというのは大事でしょうけれども、広く市民の人の声を聞くという意味では、公募委員がもっと多くする必要があったのではないかなと思います。

あとは細かいことになるのですが、図書館での周知というものが非常に欠けているのですよね。審議会でもパブコメでも、その他の手法でも、図書館での周知が抜けているのです。この点はどうだったのかなということも。もう一点は、審議会の会議録が近くのセンター、例えば西白井複合センターなどでも公表したらよいのではないかというのが、昨年度の答申に盛り込まれているのです。ですから、これをそのとおりにやっていただ

いているかと思うのですけれども、これ、来年の評価の対象に入ってきてしまうので、ぜひ西白井センターに限らず、近隣センターでの会議録の公表というのは今からお願いしておきたいと思います。

- 【a委員】これも基準・水準に具体的に規定すればはっきりすると思いますけれども、それはまた次年度の検討課題としておいてください。
- 【d委員】来年度以降のことなのですからけれども、この項目の書き方がもうちょっと詳細がないと、質問事項が多くなってしまって、本来の質問したいことに行けないで終わっているような気がするのです。確認事項みたいな感じで、今回、このヒアリングでお話をして、そうなのだ、ここに書いてないからわからなかったということが多いので、帳票をもう少し見直したほうがよいのではないかなど。例えば、先ほどのその他審議会のメンバーも、その他は誰ですか、10名でということ、地域の代表の方ということがわかる。でも、ここに記載していただければ、その質問は要らないわけなので、もうちょっと帳票を詳しくすることを来年度以降、今年度終わってから検討をしたらいかがかなというふうに思いました。
- 【a委員】そこは私も同意見で、来年度の準備として調査票の記載事項を整理すれば、手塚先生がおっしゃるように、質問事項少なくなるだろうし。  
私は、自己評価の項目をぜひ入れてもらいたい。例えば、委員の構成で、公募のところも無作為抽出と一般公募の区分がよくわからないところもありますので、次年度の課題として、また皆さんのご意見いただいてということにさせていただきます。
- 【d委員】ヒアリングをしたらわかる、ああそうか、やっぱりということが多いので、なるべく予め調査票に盛り込んで、その評価にも生かして、しかもヒアリングにはもっと具体的な内容をご回答いただけるような形にしたほうが、時間的にも質の高いものになると思います。
- 【g委員】ちょっとお尋ねしたいのですが、この委員さんは、もう固定されるのでしょうか。それとも、審議の内容が変わっていますよね。今までが基本的な考え方とか、いろいろな住民の意見を集約するとかという。これからは、建築工事そのものに入るので、委員構成も変える必要があるのではないかなと思うのですが、その辺は、例えば建築の専門家に入ってくださいとか、そういうことをお考えになられているのですか。
- 【事務局】建設準備委員会という組織、検討委員会になっていますけれども、こちらの方々は、建設段階におきましても、そのままの委員さんで行くことになっております。ですので、建設の専門家の方々をここで入れ込んでいくということではなくて、建設に当たって、この建設準備委員会は建物の中身のどういう使い方、どのような施設がいいとか、そういったようなところが検討していただく委員会になっているものですから、その後の建物のところの構造とか、そういったところの中身については、検討をすべきところの内容ではないというところでございます。

#### 4 その他

- 【a委員】次回11月26日は、担当課ヒアリング4事業と本日の二事業を含めた全体の総合評価の確認をするという作業を行います。  
それから、第5回は、総合評価のオーソライズと答申書を今年度末に出しますけれども、その際の提言をどうするかということです。事務局のほうから、また原案出していただき

